

集团的自衛権行使の閣議決定は、憲法破壊の歯止めなき拡大解釈
米軍支援の武力行使に医療者を動員する道を許さない

2014年6月28日
全国保険医団体連合会理事会

安倍政権は、米軍支援のため、海外で武力行使を無限定に可能とする集团的自衛権の閣議決定最終案を提示した。

安倍首相は、閣議決定最終案について、武力行使は新3要件に限定した必要最小限の措置であり、憲法解釈と矛盾しないと述べた。

しかし、新3要件は集团的自衛権を根拠に「密接な関係にある他国が武力攻撃を受けた場合でも武力行使を行う」としており、武力行使の判断は、「明白な危険がある」と政府が判断すれば行えるとするなど国民の生命と安全にかかわる重大事案にも関わらず、極めてあいまいで裁量を含む表現である。

また、政府が示した想定問答集では、これまでのような「非戦闘地域」などの範囲限定や地理的な制約もなく国連による「集団安全保障」の行使の際も、武力行使も継続できるとしている。これによって日本の中で最も危険に直面させられるのは沖縄県民である。平和憲法のある日本に復帰すれば基地の危険から解放される希望を持って運動された沖縄県民を再度裏切ることはできない。

安倍首相は、解釈改憲ではない、憲法と矛盾しないと強調しているが、自国防衛とは無縁の集团的自衛権行使は、憲法上認められないとするこれまでの解釈を大きく逸脱するものであり、憲法改正という手続きを取らず、政権の判断で武力行使が可能とすることは、歯止めがない拡大解釈による憲法破壊としかいいようがない。

閣議決定による集团的自衛権行使は、国民の命に係わる重大な内容であるにも関わらず、自公幹部数人により密室協議で、わずか1か月の短期間で作成されたものである。これに対し110を超える地方議会で反対の決議が上げられており、自民、公明議員も賛成するなど反対の世論は急速に広がっている。

安倍首相が拙速に行う狙いは、年末には、日米ガイドラインの再改定を行い、自衛隊を米国の軍事戦略に動員することにある。自衛隊法第103条で定めた業務従事命令では、有事の際に自衛隊が医療関係者を徴用し傷病兵の治療などに従事させることができる。

6月26日、外務省の有識者懇談会において「軍用ODAを解禁」し、外国軍への支援が可能となる大綱見直しの報告書をまとめた。

これらの動きは、自衛隊にとどまらず民間の医療従事者を、戦闘地域に派遣し戦闘員に対する治療行為などにあたらせることを意味し、ただでさえ少ない国内の医療資源をすり減らすことになる。

命を守る医師・歯科医師は、医療従事者を戦争に動員し、生命を危険に晒す集团的自衛権の行使を断じて許さない。